



(写真) 選挙管理委員会 (CNE) “12月6日 国会議員選 投票プロセスについての説明図”

## 国会は何ができるのか

株式会社ベネインベストメント  
松浦 健太郎

1 2月6日(日曜)に国会議員選が予定されている。

主要野党は同選挙を不正選挙として非難。欧米諸国も同選挙を正当なものと認識していない。しかし、ベネズエラ国内では新国会が発足し、現在の野党は事実上消滅することになりそうだ。

本稿では国会がどのような権限を持っているかについて紹介したい。

## 公権力トップの人事を決める国会権力

最初に、今回の国会議員選の概要(選挙の仕組み、当選する議員数など)については、「[ウィークリーレポート No.156](#)」で紹介しているので、基本的な情報は当時のレポートを確認されたい。

また、本稿では「国会がどのような権限を有しているのか」について紹介し、「与党候補が何名当選した場合、どのような決定をすることが出来るか」などを法律の枠組みから確認したい。

なお、来週のウィークリーレポートでは、選挙結果をもとにベネズエラが今後どのようになりそうかを予想してみたい。

国会の権限は、ベネズエラ憲法で定められている。

国会の権限については、憲法第187条で定められている。

第187条によると、国会の権限は以下の24点(赤字の部分が重要な点)。

- 
- (1) 国の管轄の事案および行政関連組織の機能に関する事案について法律を制定する。
  - (2) 憲法改定に関する規則に則り、憲法改正・修正を提案する。
  - (3) 憲法及び法律で定められた権限を行使し、政府・行政を監督する。同権利の行使により入手した証拠は有効な資料とみなされる。
  - (4) 国会が権限を有する事案について国民参加を立案し、奨励する。
  - (5) 恩赦を命じる。
  - (6) 国家予算を議論・承認する。税制・国家融資に関するあらゆる法律を議論・承認する。
  - (7) 国家予算の追加融資を承認する。
  - (8) 大統領就任の初年度の第3四半期に行政が提案する国家社会・経済開発計画を承認する。
  - (9) 法律に定められている場合、行政(政府・州・市など含む)が外国組織と国家の利害にかかわる契約を締結することを許可する。
  - (10) 副大統領および大臣に対する不信任投票を実施する。不信任投票は不信任案を国会に提出した2日後以降に議論される。また、不信任の賛成が議員総数の3/5を超えた場合は対象となっている副大統領あるいは大臣は解任される。
- (11) ベネズエラ国軍を国外に派遣することを許可する。あるいは外国軍をベネズエラに受け入れることを許可する。
  - (12) 法律で定める例外を除き、私有財産である不動産を行政が接收することを許可する。
  - (13) 公務員が外国政府の職務・外国政府の報償などを受けることを許可する。
  - (14) 行政監督長・外交代表の任命を承認する。
  - (15) 優れた貢献を成した著名なベネズエラ人に対し、死後25年が経過した後に、同氏を讃える式典を国立霊廟にて実施することを承認する。同決定は大統領・州知事の2/3の推薦あるいは国立大学長の総意を必要とする。
  - (16) 州の自治・利害に関する事項を監督する。
  - (17) 大統領が国を一時的に不在にすることを承認する。また、5日連続で不在が延長する場合にそれを承認する。
  - (18) 本憲法で定める例外を除き、行政が締結する国際条約や協定を承認する。
  - (19) 国会の規則を制定し、そこで定める罰則を適用する。
  - (20) 国会議員の行為を評価し、辞任させる。一時的に職務を離れる場合は、出席議員の2/3超の承認を必要とする。
  - (21) 国の治安サービスを組織する。
  - (22) 国の財政事情を考慮に入れ、国会の予算・実行を承認する。
  - (23) 国会の機能・組織運営に関する決議を執行する。
  - (24) 同憲法および法律で国会の権限として定められた全ての事項。
-

以上が憲法187条(国会の権限)に書かれている全ての項目だが、実際のところ憲法内には他にも国会の権限が定められている部分がある。

具体的には以下の通り。

#### 第71条： 国民投票の実施

国にとって重要な事案について、大統領による発議・国会議員の過半数の賛成、有権者の1割超の申請により国民投票を実施する。

#### 第203条： 大統領授權法の承認

大統領授權法を承認する。この法律は国会議員の3/5超の賛成により承認される。

(大統領授權法とは、特定の分野について、国会を通すことなく、大統領が自身の権限で法律を定めることを許可する法律)

#### 第233条： 大統領の解任

最高裁が「大統領は精神的に職務不能」と判断した場合、最高裁は医師団を任命。国会がその医師団を承認し、医師団が大統領を精神的に職務不能と判断した場合、大統領は解任される。

#### 第264条： 最高裁判事の任命

最高裁判事の任命について、最高裁判事決定に関する規則に準じ最終選考された候補案は、国会に提出され、国会は最終選考を実施する。

#### 第265条 最高裁判事の解任

市民擁護長が最高裁判事に重大な欠格があると判断した場合、国会は当該判事に事前聴取を実施。国会議員の2/3超の賛成をもって解任される。

#### 第279条： 市民擁護長の任命

倫理評議会は、市民擁護長の選抜を行い3名の候補を決定する。国会は3名の候補者について審議を行い、2/3超の賛成により市民擁護長を決定する。30日以内に承認されない場合は、国民投票により市民擁護長を決定する。

#### 第296条： 選挙管理委員会(CNE) 役員の任命

CNE 役員は、国会議員の2/3超の賛成により任命される。

#### 第343条： 憲法修正の提案

国会は2/3の承認をもって、憲法の部分的な修正を国民に提案することが出来る。

#### 第348条： 憲法改定の提案

憲法改定のための制憲議会の組織については、大統領の発議あるいは国会の2/3の賛成、全ての市議の2/3の賛成、有権者の15%の署名を通じて行うことが出来る。

---

基本的には上記の部分が憲法で謳われている国会の権限だ。

簡単に言うと、国会の重要な役割は2つ。

1つ目は、法律を作成・可決すること(大統領授權法を通じて、大統領に法律制定権を委ねることも可能)。

2つ目は、司法・民衆・選挙権の代表任命を承認すること(行政については副大統領・大臣の罷免に関与可能)。

ベネズエラは3権分立(行政・司法・立法)ではなく、5権分立(行政・司法・立法・選挙・民衆)で構成されている。

国会は「立法」に該当し、国会議長がトップ。  
「行政」は大統領がトップとなる。

それ以外の3権のトップは、  
「司法」は最高裁判長、  
「選挙」はCNE委員長、  
「民衆」は倫理評議会議長が担う。

国会は、  
最高裁は「最高裁判事」、  
CNEは「CNE役員」、  
倫理評議会は「市民擁護長」  
の任命を承認する権限を有している。

これらの役職者は、各公権力のトップになる可能性があり、国会は間接的に各公権力のトップを任命する権限を有している。

他、行政については国会だけでは大統領を解任することはできないが、憲法187条10項の通り、副大統領・大臣を解任することはできる。

また、憲法233条でも書かれている通り、最高裁と国会が協力すれば、大統領を職務不能と認定し、強制的に退陣させることも可能となっている。

### 与党は議員定数2/3超の当選を目指す

国会の権限を定めた憲法条文に何度か出てきた通り、いくつかのテーマは国会議員の3/5超、2/3超の承認が必要となる(逆に3/5超、2/3超など可決基準が定められていないテーマは1/2超の賛成で可決される)。

ベネズエラでは、与党派閥の議員・野党派閥の議員が1/2超か、3/5超か、2/3超かは彼らが何処まで権限を行使できるかを定めることになるため重要視される。

具体的には、派閥の議員数に応じて以下の通り国会で可能なことが拡大する。

- ① 議員定数の1/2を超えた場合、
- ②、③以外で国会が有する権限を承認することが可能。
- ② 議員定数の3/5を超えた場合、
  - (1) 大統領授權法の承認
  - (2) 副大統領・大臣の解任が可能。
- ③ 議員定数の2/3を超えた場合、
  - (1) 国会議員の一時的な職務離脱の承認
  - (2) 最高裁判事の任命・解任
  - (3) 市民擁護長の任命
  - (4) CNE 役員の任命
  - (5) 憲法改定の発議・国民投票の実施が可能となる。

現在の野党多数国会は、議員定数の2/3を超えていた。議員定数の2/3を超えた野党国会が出来ることはとても多かった。野党がうまく立ち回れば十分にマドゥロ政権を倒壊させることもできたはずだ。

マドゥロ政権の強硬な対応があったとはいえ、ここまで国民の後押しを受けながら政権を変えることが出来なかった。国民の野党に対するフラストレーションは相当に強いと言わざるを得ない。

話は今回の国会議員選に戻るが、「[ウィークリーレポート No.156](#)」の通り、今回の選挙では277名の議員が誕生する。

1/2超は、139名

3/5超は、167名

2/3超は、185名

にあたる。

今回の選挙は主要野党は不在。

穏健野党の人気は低く、野党支持者の投票意欲はかなり低い。圧倒的に与党が有利な選挙で、不正選挙などしなくても与党が大勝するだろう。

取り敢えず、与党候補は185名を超えることが目標となるだろう。

与党議員が絶対多数の国会が成立した場合、最高裁判事・CNE 役員・市民擁護長は、マドゥロ政権に都合の良い人物が選ばれる。

大統領授權法を可決することで、マドゥロ大統領が国会を通すことなく自由に法律を制定することも可能になる。

とは言え、率直に言って、マドゥロ政権は現在も制憲議会を通じてこれと同じようなことをしており、これが現状とどれほど違うのかは不明ではある。

いずれにせよ、12月6日の国会議員選の結果を待って、分かってくることもあると思うので、次回、国会議員選の結果と今後について記載してみたい。

以上